

訪問リハビリテーション重要事項説明書

○訪問リハビリテーション事業とは

要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とした事業です。

○具体的取扱方針

1. 指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行います。
2. 指定訪問リハビリテーション従業者は、指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
3. 指定訪問リハビリテーション従業者は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成し、利用者又はその家族に説明します。
4. 指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行います。
5. 指定訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じます。
6. 指定訪問リハビリテーション従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
7. 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者から利用中止の申し出があった場合はこれに応じます。
8. 予定していた訪問リハビリテーションが実施出来なくなった場合は、事前に電話連絡します。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待に関する担当者を選定しています。

【虐待防止に関する担当者：責任者・江島 寛美】

②成年後見制度の利用を支援します。

③従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

④虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

⑤虐待防止のための指針の整備をしています。

⑥従業員にたいして、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑦サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体拘束防止への取り組み

利用者に対する身体拘束防止のための必要な措置を次に掲げるとおり行います。

- 1 身体拘束防止についての研修を通じて、身体拘束の身体・精神に与える影響を学び、利用者の人権遵守につなげます。
- 2 生命に危険が及ぶなどの緊急の事情がある場合には身体拘束の必要性を家族に説明し、了承を得たうえで行います。

11. 業務継続計画の策定

(1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

- ・事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため 必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・事業所は、感染対策の指針を整備します。
- ・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ・事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じてテレビ電話装置等を活用し

サービス担当者会議等を行います。

- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(2) 非常災害対策

事業所に災害に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害に関する取組みを行います。

- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難、誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業員および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。